

県税を一時に納付できない方のために猶予制度があります

換価の猶予

県税を一時に納付することにより、
事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に
該当するときは…



**その県税の納期限から 6 か月以内に、総合県税事務所に申請することにより、
1 年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。**

- ※ 申請する県税以外に、すでに滞納となっている県税がある場合には、原則として、申請による換価の猶予は認められません。
- ※ 申請による換価の猶予は、平成 28 年 4 月 1 日以後に納期限が到来する県税について適用されます。
- ※ 上記の「申請による換価の猶予」のほか、総合県税事務所長の職権に基づく換価の猶予制度があります。

徴収の猶予

- ① 財産について災害を受け、または盗難にあったこと
- ② 納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかり又は負傷したこと
- ③ 事業を廃止し、または休止したこと
- ④ 事業について著しい損失を受けたこと
※「著しい損失を受けた」とは、申請前の 1 年間において、その前年の利益額の 2 分の 1 を超える損失（赤字）が生じた場合をいいます。
- ⑤ 本来の期限から 1 年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと

などにより、県税を一時に納付できないときは



**総合県税事務所に申請することにより、1 年以内の期間に限り、徴収の猶予が
認められる場合があります。**

- ※ 上記⑤の場合は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、修正申告などにより納付すべきこととなった県税の納期限までに申請する必要があります。

猶予が認められると…

- ・ 猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。
- ・ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

県税を納期限までに納付できない場合には、お早目に総合県税事務所納税課にご相談ください。

県税を納期限までに納付していない場合、納付までの日数に応じて延滞金がかかります。

また、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

申請の手続

▶ 提出する書類

① 「換価の猶予申請書」又は「徴収の猶予申請書」

② 「財産収支状況書」

※ 資産、負債、収支の状況などを記載してください。

※ 猶予を受けようとする金額が 100 万円を超える場合は、「財産収支状況書」に代えて「財産目録」及び「収支の明細書」を提出してください。

③ 担保の提供に関する書類

④ 災害などの事実を証する書類(徴収の猶予の場合)

※ 罹災証明書、医療費の領収書、廃業届、決算書など

▶ 申請期限

・換価の猶予：猶予を受けようとする県税の納期限から 6 か月以内

・徴収の猶予：表面①から④に該当する場合の徴収の猶予については、申請の期限はありませんが、猶予を受けようとする期間より前に申請してください。

表面⑤に該当する場合の徴収の猶予については、その本来の期限から 1 年以上経過した後、納付すべき税額が確定した県税の納期限（修正申告書を提出する日）までに申請してください。

▶ 猶予の許可又は不許可

提出された書類の内容を審査した後、総合県税事務所から猶予の許可又は不許可を通知します。猶予が許可された場合は、総合県税事務所から送付される「猶予決定通知書」に記載された分割納付計画のとおり、納付する必要があります。

担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。地方税法により担保として提供することができる主な財産の種類には、次のようなものがあります。

- ・国債や地方債、総合県税事務所長が確実と認める社債
- ・土地、建物
- ・総合県税事務所長が確実と認める保証人の保証

なお、次に該当する場合は、担保を提供する必要はありません。

- ・猶予をうける金額が 100 万円以下であるとき
- ・猶予を受ける期間が 3 か月以内であるとき
- ・上記の担保として提供することができる種類の財産がないといった事情がある場合

猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1 年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く県税を完納することができる期間に限られます。

※ 猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、総合県税事務所に申請することにより、猶予期間の延長が認められる場合があります(当初の期間と合わせて最長 2 年)。

猶予の取消

猶予が認められた後に次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ・「猶予決定通知書」に記載された分割納付計画のとおり、納付がない場合
- ・猶予を受けている県税以外に新たに納付すべきこととなった県税が滞納となった場合 など

手続きのご相談は：富山県総合県税事務所納税課

☎ (県東部担当) 076-444-4508

(県西部担当) 076-444-4631